

## 議 事 日 程 ( 第 6 号 )

令和2年3月13日(金曜日) 午後2時49分 開議(本会議)

### 日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 6号 令和2年度遊佐町一般会計予算

議第 7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第 8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第 9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第13号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の設定について

日程第 3 議第14号 遊佐町中小企業・小規模企業振興条例の設定について

日程第 4 議第15号 遊佐町水難救護所設置条例を廃止する条例の設定について

日程第 5 議第16号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第17号 遊佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第18号 遊佐町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第19号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第20号 遊佐町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第21号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第24号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第25号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第27号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第28号 遊佐町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 19 議第 30 号 財産の無償貸付けについて

日程第 20 議第 31 号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第 21 議第 32 号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第 22 議第 29 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

※発議案件の審議及び採決

日程第 23 発議第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

日程第 24 発議第 2 号 環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう採石法等の改正を求める意見書の提出について

☆

本日の会議に付した事件

( 議事日程第 6 号に同じ )

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12 名

出席議員 12 名

1 番	本	間	知	広	君	2 番	那	須	正	幸	君	
3 番	佐	藤	俊	太	郎	君	4 番	佐	藤	光	保	君
5 番	齋	藤		武	君	6 番	松	永	裕	美	君	
7 番	菅	原	和	幸	君	8 番	赤	塚	英	一	君	
9 番	阿	部	満	吉	君	10 番	高	橋	冠	治	君	
11 番	斎	藤	弥	志	夫	君	12 番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	堀 修 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員 会	高 橋 善 之 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
教 育 課 長			
選 挙 管 理 委 員 会	石 垣 ヒ 口 子 君	代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君
委 員 長			

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 工 里 書 記 瀧 口 め ぐ み

☆

本 会 議

議 長 ( 土 門 治 明 君 ) 延 会 前 に 引 き 続 き 本 会 議 を 開 き ます。

( 午 後 2 時 4 9 分 )

議 長 ( 土 門 治 明 君 ) た だ い ま の 議 員 の 出 席 状 況 は 、 全 員 出 席 し て お り ます。

な お 、 説 明 員 と し て は 、 町 長 以 下 全 員 出 席 し て お り ます の で 、 報 告 い た し ます。

本 日 の 議 事 日 程 は 、 お 手 元 に 配 付 の と お り で あ り ます。

そ れ で は 、 条 例 案 件 の 審 議 に 入 り ます。

日 程 第 2 、 議 第 13 号 町 長 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 を 免 責 す る 条 例 の 設 定 に つ い て の 件 を 議 題 と い た し ます。

直 ち に 質 疑 に 入 り ます。

( 「 な し 」 の 声 あ り )

議 長 ( 土 門 治 明 君 ) な い よ う で す の で 、 こ れ に て 質 疑 を 終 了 い た し ます。

続 い て 、 討 論 を 行 い ます。

( 「 な し 」 の 声 あ り )

議 長 ( 土 門 治 明 君 ) な い よ う で す の で 、 こ れ に て 討 論 を 終 了 い た し ます。

こ れ よ り 議 第 13 号 町 長 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 を 免 責 す る 条 例 の 設 定 に つ い て の 件 を 採 決 い た し ます。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第14号 遊佐町中小企業・小規模企業振興条例の設定についての件を議題といたします。直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) それでは、私のほうから質疑に入らせていただきます。

議第14号議案書に関しまして、ちょっと文章のほうを私もいろいろ読まさせていただきました。その中で、3ページ、(中小企業・小規模企業の役割)の中の第5条の3、中小企業・小規模企業は、商工会への加入に努めるものとありますが、私だけでしょうかどうか分かりませんが、この文言なのですが、取り方によっては少し加入を強制しているような、そんな表記ではないかなと思いましたが、ぜひ所管にお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) それでは、私のほうからお答えをさせていただきますが、まず今回の条例設定に関してでありますけれども、皆さん条例のほうを読んでいただいたと思いますが、この条例が制定されたからといって、具体的に何らかの補助事業が決定するとか、個人商店さんに何らかのメリットがあるとか、そういったことはありませんで、これまでと同様に地域経済を活性化させるには地域内の中小企業や小規模事業所の振興が大変重要であるということに変わりはありません。それらのことを今回改めてではありますが、文章化をさせていただいて、条例にさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。当然地域の中小企業や小規模事業所の振興にとってはその窓口となります商工会の役割も非常に大きいわけでありまして、ちなみに町の商工施策のほとんどについては商工会を通して行われているという実情もございますし、商工会に未加入の事業所がまだあるということも承知しております。そういうことも併せまして、この条例第5条には改めて商工会への加入を勧めるというようなことが必要不可欠と考えましたので、明記をさせていただいたこととあります。ただ、強制加入とか、そういった意味のものではございませんので、よろしく願いいたします。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今所管の課長のほうからご説明がありました。町の状況を見ても、ただいま課長のほうからも説明がありました、未加入の事業者の方々もいらっしゃる。私もやはり商工会会員の増加は望まれる案件ではあると思います、中には。ただ、若い人たちの中でまた新しく起業をしたいという方の中には、商工会には入りたくはないという方もいるのではないかと。商工会の加入が先か、もしくは起業をしていただき、事業所町内に設立していただくのが先か、いろいろな町の補助、融資を受ける上の中で、加入していないと適用しないという不備な点が出てこないように、ぜひ弾力性を持ったしなやかな対応を商工会等、行政等にもお願いをしたいと思っておりますので、その辺のところよろしく願いいたします。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 私どもまずは、那須議員のほうからあったようなご意見もあると聞いてはおりますので、これからもそれでも商工会が中小企業や小規模企業の振興に最前線でまずは対応していただいておりますので、そういった中小企業や小規模企業の商工会となるようにこれからも商工会とともに私たちも支援をしていきたいと思っておりますので、議員各位からもいろいろご指導いただければと思います。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ぜひ遊佐町商工会の発展も祈りながら、よりよい町づくりに新しい企業の皆さんが参加できるような状況をつくっていただきたいなと思っております。

終わります。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第14号 遊佐町中小企業・小規模企業振興条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第15号 遊佐町水難救護所設置条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 議第15号につきましては、提案理由の中で「地方公務員法の一部改正に伴い」というふうな記載があります。そのことについては承知するわけなのですが、ただその条例の廃止ということで、その水難救護所の設置条例を廃止するということなので、気になったので、確認的にお聞きします。

この条例が廃止になった暁に、現在行われているその水難救護所の活動は当然必要なものですので、今後どういうふう担保されていくのかということを確認したいと思います。お願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えいたします。

水難救護所のその活動等につきましては、これまで以上にお願しなければいけないということであり、今後の令和2年度以降の体制につきましては、遊佐町とそれから山形県水難救済会の2救護所、吹浦と西遊佐でありますけれども、そこと協定を結びまして活動をお願いするということになります。これまで年額報酬、要するに非常勤特別職ということで年額報酬をお願いをしておりましたけれども、それに代えて謝礼金を支払うという形に変えて今後も活動をお願いするということになります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。

なお、念のためですけれども、今言ったお話に関しては別途条例をつくって定めるのか、あるいは要綱のようなものを定めるのか、あるいは既に要綱があるのか、ちょっとそこをお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

要綱等を定めてということではなくて、あくまで協定を結んでということをお願いをすることです。これにつきましては本町だけではなく、鶴岡市、酒田市さんも同様の形を取って、協定を結んで活動をお願いしていくということになります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。今年の夏も多くの海水浴客が来て、安全に遊泳できるように期待しております。

以上、終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 遊佐町水難救護所設置条例を廃止する条例の設定についての件を採決いたします。お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第16号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第17号 遊佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 遊佐町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第18号 遊佐町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 遊佐町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第19号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第20号 遊佐町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 遊佐町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第21号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



日程第11、議第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第24号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第25号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第27号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) すみません。所管外でありますので、説明をお願いしたいと思います。

入居者の費用負担義務に関して一部変更があったように思われますが、その内容を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

これまで入居者が町営住宅を退去する場合の原状回復義務について、入居者と町がそれぞれ費用を負担すべき修繕の内容が条文の文言と実際の運用にそごが生じておりました。原状分では、家屋の壁、基礎、土台、柱、はり、屋根、給水施設、排水施設、電気施設、その他不足施設に要する費用を入居者の負担となつてございますけれども、現状団地建物の収容主要構造物に係るこれらの部分の修繕につきましては入居者に負担を求めておりません。そのためこの部分の費用負担に関する部分につきまして、町負担とする旨を明記したものであります。また、あわせまして退去時の原状回復につきまして、通常の使用によって生じた損耗や経年劣化以外について入居者負担で修繕の義務があることを明記し、改正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今ご説明がありましたが、今までこの文言が入っていなかったということで、ご利用された皆様とはトラブルがなかったという認識でよろしいのかと思いますので、今後ともトラブルのないように、また利用者にとっても利用しやすいそういった町営住宅の運営をよろしく願いしたいと思います。

終わります。

議長(土門治明君) これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第28号 遊佐町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件  
を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件について、予算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長(菅原和幸君)

令和2年3月13日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

予算審査特別委員会

委員長 菅原和幸

### 審 査 結 果 報 告 書

令和2年3月6日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

#### 1. 審査を付託された事件

議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算

議第7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算

#### 2. 審査の結果及び意見

令和2年度遊佐町一般会計予算ほか6件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、原案の通り決定すべきであると決した。

### 3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長(土門治明君) 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計7件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算について討論を行います。

(「はい」の声あり)

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「反対です」の声あり)

議長(土門治明君) ほかに討論を行う議員はいますか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番(佐藤光保君) 令和2年度一般会計予算について、反対の討論を行います。

3点ございます。1点目は、新庁舎建設に関して、予算2款1項1目14節工事請負費11億9,512万円を大宗とする施設整備工事費に関して。2番目は、小学校5校統合に関する予算10款2項1目12節委託料、うち遊佐小学校における基本設計800万円、地盤調査600万円を大宗とする学校統合に関する部分。あともう一点、10款5項1目学校保健費、これは予算の欠落というか、そういうものでありますが、3番目の点について説明いたします。

消費税が5%から8%、それから昨年10月に10%引き上げられたことで、例えばGDPの年間の成長がマイナス7.1%というふうに表示されるなど、大変な経済情勢でありましたし、今も続いております。そこに今回の新型コロナの発生であります。世界的株式市況の低下、低下というよりも落下と言うべきその事態だと思っておりますが、そして為替相場の混乱。ここにおいて遊佐町民の暮らし向きは、全く不透明であると言わざるを得ません。前途に明るい材料はないというふうにも言わなければなりません。このときに行われている一斉休校ですが、私はもちろん一刻も早い登校再開を望んでおります。しかし、登校が再開したら、大変だったね、ところで町も大変だったから、給食は10円と、そして20円値上げしますよというふうな町の態度は、この歴史的緊急事態と言われているこの中であまりにも町民の苦難にできていないというふうには言わなければなりません。これが3番目の反対理由。以上が反対理由になります。

あと1点、追加して申し上げます。私は就任以来、それは決まったことだと、決まっていることだから反対してもしょうがないということを何度となく言われてまいりました。しかし、会計で言えば、会計は年度単位がこれが原則で、会計年度は1年であります。これを原則とします。ですから、私は議場におい

て賛否の表明の機会が与えられる都度、その都度自分の良心に基づいて行動しております。それが議会活動の要であるというふうに私は考えております。多数決の意義はもちろん理解しますが、少数意見の表明は、やはり民主主義の基盤であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算についての件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第19、議第30号 財産の無償貸付けについての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 財産の無償貸付けについての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第31号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第32号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。



これより議第32号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更についての件を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第22、議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案につきましては遊佐町固定資産評価審査委員会委員、佐藤克昭氏が令和2年3月31日で任期満了になるため、引き続き遊佐町固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

(午後3時34分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時38分)

議長(土門治明君) さきに提案しておりました人事案件の審議を行います。

日程第22、議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第23、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24、発議第2号 環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう採石法等の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

（「議長」の声あり）

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） ただいま議会事務局長から別紙を読み上げていただいたわけですが、全て同じ箇所です。誤りが続いております。「水循環」と「水環境」というその文言ですけれども、いま一度原稿をちょっと確認していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） すみません。私の言い間違いです。「循環」が正解ですので、改めて訂正させていただきます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの特別委員会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう採石法等の改正を求める意見書

の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第534回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後3時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年3月13日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一